

令和7年12月12日

◆亀井たかつぐ委員

それでは、よろしくお願いいたします。

もう先行会派の皆様方も触れられているので、重複するところも多々あるかと思いますが、またお答えいただければと思います。

私からは、県立中井やまゆり園において利用者本人参加による個別支援計画の作成を適切に行っていなかった件について、タイトルが長いですがけれども、これについてちょっとお伺いしたいと思います。

また中井やまゆり園、県直営の施設でのまた不祥事ということで、もう何回もこういう新聞記事の、どなたか知りませんが、頭を下げている写真も載っております。もう何か見飽きたというか、県民も当初は憤っていたんですよ。何やってんのと、こんなことして大丈夫なのかって憤っておったんだけれども、そのうちだんだんと慣れてきてしましましてね、あ、またかと。そこから、最近はこの記事が出ても無視ですよ、無視。言っても分かんねえからしょうがないって話もあって、無視している。要は、恒例の謝罪会見というか、事務的な謝罪会見というか、そのような感じで県民は見ております。機械的な謝罪というかね、そのような形で県民は見ています。

県民はそのように見ているんですけども、これ、昨日12月11日に県庁で謝罪会見されたときの方も今日いらっしゃっているんで、もう謝罪するのも慣れたというか、事務的な謝罪になっているんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょう。

◎障害サービス課長

決してそんなつもりはございません。本当に今回の件は、利用者の意思決定という一番大事なことを軽んじていたということで、大変重く受け止めています。絶対に二度と本当に起こさないということを誓って、改善に努めていきたいと思っています。

◆亀井たかつぐ委員

大体、県議会の中でこのような形で質疑をすると、まずそのような発言があるんですね。もう二度とないようにと、もう本当に心から反省していますと。もう、被害に遭ったというか、この当事者の方々が自分の家族と同様にしっかりと対応するとか、人ごとじゃないと、自分事としてしっかりと謝罪をしていると言うんですけども、それ本当ですか。

◎障害サービス課長

この立場になってから、現場にも何回も顔を出させていただいて、利用者の方々も本当に一人一人見ていく中で、本当に今回の件、お一人お一人の顔が浮かんでくるという中では、本当に何ということをしてしまったんだろうというのは、本当にすごく重く受け止めているつもりでおります。その姿はなかなかこ

の現場にも反映されてこないというところで、本当にじくじたる思いではございます。

◆亀井たかつぐ委員

ちょっと話、少し視点を変えるんですけども、これ県立中井やまゆり園での今回の事件、件ですね。これ、やまゆり園以外の施設、同じような施設、県立施設あるんですけども、このほかの施設ではしっかりとできているのでしょうか。

◎障害サービス課長

まず、現時点では、口頭での確認ですが、できているという確認できています。ただ、一方で、今本当にできているのかというのは、これ中井で起こっていることを、点検表みたいな形で今お配りをして、再点検するようにということで今その回答を待っているところでございます。

◆亀井たかつぐ委員

口頭ではできているという話ですけども、施設によっては、障害のすごく重い方もいらっしゃるし、要するに人との会話のところに同席しても、別にしっかりと自分の意思を表明するという方もいらっしゃると思うんですけども、例えばすごく重い方、この方は言っても多分分からないからということで今回のようなケースというのは考えられますか。

◎障害サービス課長

今回のようなことを考えられるというところで申しますと、我々は本当にどんなに障害が重い方でも、表情、ちょっとした変化、そういったことも含めてしっかり確認する必要があると思っていますので、重い軽いということは関係ないというふうに思っています。

◆亀井たかつぐ委員

これ、他の施設では口頭ではできているよという話を今、課長がおっしゃっているんですけども、これ中井やまゆり園のスタッフとか職員の方々が、他の施設の方々と交流というか職員交流というか、そのような形の機会というのはないんですか、あるんですか。

◎障害サービス課長

今、そういった交流という形では、例えば階層別研修というのは集合で、他の施設も集めて行っています。また、先進的な取組を行っている民間施設への今研修ということで、派遣研修ということでそういった機会を設けている状況ではございます。

◆亀井たかつぐ委員

先行会派の方の質問で、県の顧問大川さんが指摘をされて、それである期間、何か月か期間を置いて今回発表されているんですけども、なぜ期間が空いた

かというのは先ほど質問されて、お答えいただいたんですけども、この大川さんが指摘する前で、これ園としては何か気づかなかったんですかね。

◎障害サービス課長

そこの気づかなかったのかということかというと、ここまで気づかなかったんだと思います。というか、やり方を誤認していたのか、認識が間違っていたのか、例えば面接であれば、日々の暮らしの中で御本人の様子を確認している。それから、日々のやり取りの中で思いを確認した、そういったことが計画に反映されているというつもりだったというような職員もおりますし、全く認識ができていなかったという職員もいます。

◆亀井たかつぐ委員

新聞記事によると、これ井上園長さんが制度改正された認識がなかったと。不手際であるとしか言いようがない。または全体的なマネジメントの欠落が今回の事態を招いたと、もう末期症状です、これ、はっきり言って。もうこの園に任せられないなというぐらいの県民も出てきてもおかしくない。

そうすると、県として、この令和6年度の制度改正の内容について、これ、それでは県が施設側に、いつ、どのような方法でこれを周知、指導したんですか、誰に指導したんですか。

◎障害サービス課長

例年こういった制度改正については、厚生労働省のほうでそういった制度改正の案内がある。もともと過去には、コロナ前には我々も、例えば職員、各施設のそれなりの立場の職員を集めて、そういった説明会やったりというのをしていました。ただ、コロナ禍において、そういった集団ができなくなった後、どちらかということ、改正された内容を「らくらく」といったシステムを使ってメールで案内したりということを行っている。それ以外、今やっているものは、集団指導講習会という形で、年に1回は必ず管理者の立場にある方に、大体半年ぐらいたって、実際に加算とかいろいろなものが変わったものを、どういうふうに運用しているかというのを改めて自分たちでやってみた後に、こちらの指導の内容を聞いて改める機会みたいのは設けて、そういったことで制度周知を図っているところでございます。

◆亀井たかつぐ委員

制度の周知を図っても、先ほど私が申し上げた井上園長の発言を聞くと、それがしっかりと浸透しているかどうかというのは疑わしいですね。それで、県は、この利用者の方々がこういうところに参加されていなかったという、この重大な不備に気づかなかったんですか、ずっと。

◎障害サービス課長

例えば、令和6年4月の改正については、先ほども先行会派に答弁ありましたように、我々のほうで監査指導に入っていなかったということでは、気づく機会

もなかったという状況でございます。

一方で、アドバイザーの皆さん、民間のアドバイザーの皆さんからは、生育歴はつくっているけれども、その後の個人面談に進んでいないということは、再三繰り返し御指摘を受けていたということで申しますと、今考えますと、個人面談ができていない、イコールこの計画の面談ができていなくても当然だなというところに気づかなければいけなかったんだと思います。

◆亀井たかつぐ委員

ちょっとそれは、しっかりとした点検作業というか、それをもうちょっとしっかりやってもらわないと、あの後、皆さんが触れるような形で、それは触れられないということは、ほかの県民の皆さんだって分からないんですね。だから、それはしっかりやってもらわないと、もう何の、こちらからの監視もできないかなと思いますね。

法に基づく指導監査や運営指導が、令和3年8月の実施以降、これ書いてある内容ですよ、令和7年9月まで行っていなかったと。4年以上の間、先ほど指摘がありましたけれども、県の直接的な監督が及んでいなかったと。これ、4年以上の長期間、指導監督が要するに実施されなかった理由、経緯をもう一回ちょっとお伝えしていただいていいですか。

◎障害サービス課長

令和3年8月には、指導監査と実地指導というのは同時で行ったという状況でございます。通常であれば、先ほども答弁しましたように、おおむね3年に一度は、少なくとも実施するということで我々やっています。

そういった中で、本来であれば令和3年にやったということであれば、次回、令和6年度中にはというところがございますが、令和5年に園の改革を進めていくべき県立中井やまゆり園の当事者目線の支援アクションプランというのを策定して、その中で、要は利用者支援の改善にこのアクションプランに基づいて進めていくということを打ち出してきた中で、まずはその取組の成果を見守ろうということで指導監査というものを見送ってきたという状況でございます。

◆亀井たかつぐ委員

それがそういう理由だとしても、やっていなかったことは確かなので、それは間違いないので、いや、それはいろんな理由がつけられたとしても、それが免罪符になるわけじゃないなと私は思っています。

この指導体制、今言ったような不備だったという話であれば、これ責任の所在、どのような形で、誰が責任取るんですか。

◎障害サービス課長

今回の見送りといいますか、この指導監査のアクションプランを中心にやるということで、見守ろうというふうに決定したのは私でございますので、責任としては、私に責任があると思っています。

◆亀井たかつぐ委員

どのように責任取るんですか。

◎障害サービス課長

責任という中では、まずはこの個別支援計画をしっかりと全部手続どおりに進めるということで、園のほうにも今指示をして、8月に分かって、9月の末に全体像が見えたという中で、全てをやり直すようにという指示をして、今できたといったところで、責任の取り方にはなりませんけれども、まず利用者の皆さんが計画に基づいて生活が送れるというところでは、そういったところで責任を今果たさせていただいているというところでございます。

◆亀井たかつぐ委員

責任者のあなた、これこの施設、園のほうにはどんなような形で入って、指導とか指摘をするんですか、これから。

◎障害サービス課長

そういった意味では、この間、この改革プログラム先ほどできたという中では、今、日々の生活記録なんかも我々本庁の職員も確認をして、何かあれば、そこで指導、指摘をする。確認すべきことがあれば確認もしているという状況でございます。ただ、正直、やはり我々同じ福祉職というところでは、私の中にも甘えがあったんじゃないかと思っています。そこでは、やっぱり利用者目線ということのを大事にしながら、やはり利用者の立場に徹底的に立つということの中で現場を指導していかなければいけないと考えています。

◆亀井たかつぐ委員

ちょっと質問変えますけれども、この資料、頂いた資料に書いています、外部有識者の点検の結果、障害福祉サービス費の請求要件を満たしていないと指摘された場合ですね。既に請求したサービス費の過誤再請求や返還を適切に行いますと。請求要件を満たしていないと判断された場合は、対象となる期間はいつからいつまでを想定しているんですか。

◎障害サービス課長

返還となれば、地方自治法上の規定ですとか、障害者総合支援法上の書類の保管期間ですとか考えますと、5年間が最大だと思っています。

◆亀井たかつぐ委員

いつからいつまで。

◎障害サービス課長

令和2年度以降になるかと思います。それで、今回の法改正で申しますと、令和6年4月からでございますが、アセスメントシートも面談ができていなかったということで申しますと、その前からございますので、遡って5年間、令和2

年ということになるかと思っています。

◆亀井たかつぐ委員

大体5年間という話なんですけれども、これ万一ね、多分多額になるんじゃないかなと思うんですけれども、サービス費の返還が発生したとすると、その額って幾らぐらい想定していますか、最大幾らになるか。

◎障害サービス課長

すみません。その部分は、返還も含めて今後点検をするというところがございいますので、一概に言えないところでございますが、参考としまして、今、利用者1人の方で月額で申しますと、一番支援の度合いがかかるという形で、障害支援区分6の方で申しますと、月額約40万円から50万円ぐらいの収入というふうになっています。

今回、仮にこれが個別支援計画が不適切だという話になれば、個別支援計画未作成減算というのがございます。これは、期間によって減額幅は違って、最初の3か月は例えば30%減額、それからさらにその後もということになれば50%減額という、規定上はそういう形になっています。

◆亀井たかつぐ委員

そうすると、幾ら。大体でいい、概算としてね。

◎障害サービス課長

概算というか、先ほど1人の40万、50万ということになれば、半分となれば20万円の収入しか得られなかったというところが40万円取れたという話になります。

◆亀井たかつぐ委員

そうすると、全体で幾らになる、幾らぐらいなるんですか。

◎障害サービス課長

本当にそこはちょっとまだ、点検の結果を入れないとあれなんですけれども、20万を、今の利用者の数でいうと80人という形になっております。

◆亀井たかつぐ委員

大体、だから幾らぐらいになるの。

◎障害サービス課長

最大ということで、1人頭20万、それが80人で5年間ということになりますと、最大約9億6,000万ぐらいになるかと思います。

◆亀井たかつぐ委員

9億6,000万だけれども、ほかの施設ももしかしたら出てきたりなんかする

と、プラスアルファで計算されるかもしれないですね。ほかの施設、分からないから。だって今、口頭上はこれはできているという話なんだけれども、精査してみないと分かりませんとおっしゃっていたから、そういうのが出てくると、もしかしたら9億6,000万よりも上になるかもしれないし、いろいろな条件づけからすると9億6,000万に達しないかもしれないという感じですかね。

◎障害サービス課長

委員おっしゃるとおりと。

◆亀井たかつぐ委員

これ9億6,000万と仮定した場合に、これ財源どうやって確保するんですか。

◎障害サービス課長

今の段階では、もう補正予算に組ませていただくしかないと思っています。

◆亀井たかつぐ委員

こういうミスが続いていて、今回もそうなんだけれども、補正予算に組ませていただくしかないと思いますって、何か開き直って言われてもちょっと困っちゃうのね、こっちは。県民としては困っちゃうわけ。別にそんな出費しなくてもいい金額をさ、補正予算つければ何とかなるでしょみたいな言い方はやめたほうがいいですよ。

それで、今回はそのお金の問題は置いておいて、このような状況で新聞報道もされましたと。これ施設運営にすごい悪影響を及ぼすんじゃないかなって私なんか心配しておるんだけど、どういうふうな悪影響があると思いますか。

◎障害サービス課長

今回、こういった手続のプロセスが欠けていることが、我々民間施設で見つけた場合には、一義的にはまず指導、改善指導という形を取らせていただいています。そういった意味でいうと、改善指導の中でもう一度改善ができれば、返還といったところまでは求めていないというのは、これまでの例ではございます。

そういった意味でいうと、今回のこの事案が一つの基準になれば、他の施設、民間施設も含めてどういう提供が出るのかというのは、今の段階ではちょっと計り知れないという状況でございます。

◆亀井たかつぐ委員

もうそろそろ時間になってしまったので、これ、先ほどの先行会派の皆さん方もおっしゃっていましたが、当事者目線と言われる、当事者というのは多分利用者の話ですよ、多分そうですよね。

だけれども、私は、この新聞報道も含めて、今日のやり取りからすると、さらに今出てきた事案の状況からすると、当事者目線って職員の仕事の効率化目線に感じるんですよ。県とか法人の都合目線、厳しく言っちゃうとそこまで感じちゃう。当事者って誰なのっていう話になっちゃうわけ。利用者じゃないな、利用

者じゃないことは確かだなんて思っちゃうぐらいの、何かそのような、やっぱり状況ですね。

だから、当事者目線って言うけれども、言葉だけ言うのは簡単で、当事者目線を、しっかりと魂を入れないといけないのに、違うところに魂が行っちゃった。それ、部長はどう考えていますか。

◎福祉部長

もう冒頭より答弁させていただいていますように、当事者目線の不浸透ということが全ての背景にあるということは、もう明らかであるというふうに思います。業務に当たって、一つ一つの手続だとか支援をしっかりとやっていくということの中に、また、その裏側に必ずやはり当事者目線の考え、支援をしっかりとしみ通していくこと、この難しさも私たちも肌で感じているところでありますが、4月に独立行政法人化を目指していく中井やまゆり園において、そこを抜きには語れないというふうに考えていますので、残された期間、僅か4か月を切っておりますけれども、しっかりと取り組んでいきたいと思ひますし、他の県立施設においてもこれも同様でございますので、改めてしっかりと取り組ませていただきたいと思ひます。

◆亀井たかつぐ委員

一連のこの流れの中で、独法化の話も出て、スキームを変えたら何とかなるかなということはないと。スキームを変えても、やっぱり一人一人のやっぱり皆さんの意識改革をしないと、どんなやっぱり違う法人が設立されたって同じですから、ぜひそこを肝に銘じていただいて取り組んでいただくことを要望して、質問を終わります。